

山形市中心市街地活性化協議会の設立趣旨

平成18年8月に中心市街地の活性化に関する法律（以下「法」という。）が施行され、平成18年9月には中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）が閣議決定されました。

市町村は、国の基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、その取組みに対し国から集中的かつ効果的に支援が受けられることになりました。

山形市は基本計画作成に着手しており、市が基本計画の認定申請を国に行う際には、法第15条により、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい中心市街地整備推進機構及び地域の経済活力推進の役割を担う商工会議所等で組織された中心市街地活性化協議会の意見を聴かなければならないとされております。

このため、山形市の基本計画策定にあたり、中心市街地整備推進機構たる財団法人山形市開発公社と山形商工会議所が設置主体となり、関係者の意見をまちづくりに反映させ、山形市の中心市街地における都市機能の更なる増進と密度の高い豊かな地域づくりに向けて山形市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織するはこびとなりました。

協議会は、中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であり地域における社会的、経済的及び文化的活動拠点にふさわしい魅力ある中心性を創出するための協議を予定しており関係各位のご協力をお願いする所存であります。

平成20年3月4日